

## 三木町告示第118号

三木町乳児等支援給付認定に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月22日

三木町長 伊藤 良春

## 三木町要綱第37号

### 三木町乳児等支援給付認定に関する要綱の一部を改正する要綱

三木町乳児等支援給付認定に関する要綱（令和8年三木町要綱第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「障害児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」を「特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号。以下「公定価格告示」という。）第3条第1項に規定する障害児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」に改める。

第2条第2項第2号中「医療的ケア児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」を「公定価格告示第3条第2項に規定する医療的ケア児加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」に改める。

第2条第2項第3号中「要支援家庭のこども加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」を「公定価格告示第3条第3項に規定する要支援家庭のこども加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」に改める。

第2条第2項第4号中「生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」を「公定価格告示第3条第5項に規定する生活困窮家庭等負担軽減加算の対象となる支給対象小学校就学前子ども」に改める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。